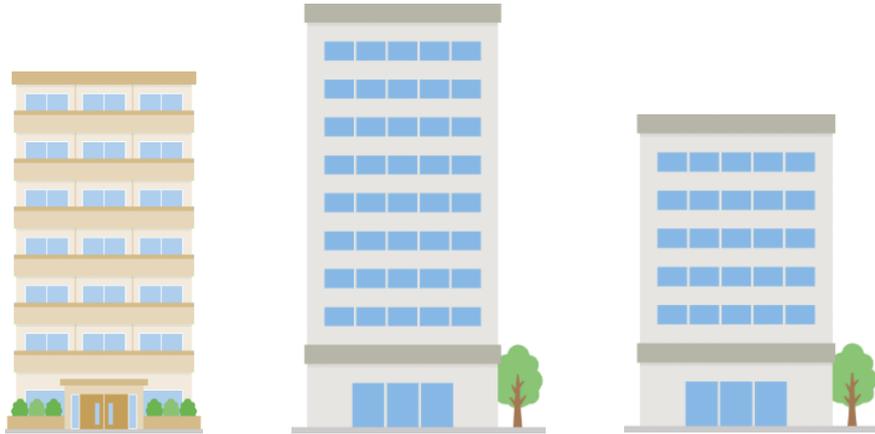


船橋市

緊急輸送道路沿道建築物 耐震改修助成事業 除却助成事業

のご案内



地震で倒壊しないように耐震改修や除却工事をしましょう！

船橋市では、震災時の緊急輸送道路の通行を確保するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修や除却を行う場合に、その費用の一部を助成します。

船橋市 建設局 建築部 建築指導課

緊急輸送道路ってなに？

大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として、船橋市地域防災計画に定めた路線を言います。

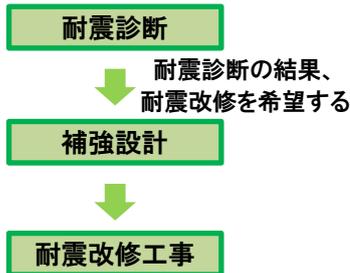
なお、緊急輸送道路は変更になることがありますので、事前にご相談ください。

耐震改修ってどんなことをするのか？

建築士が作成する補強設計の図面をもとに、壁と柱の補強や新たにブレースを設ける等の様々な方法で、地震に対する安全性を向上させる工事を行います。

耐震改修工事や補強設計を行う前に、あらかじめ「耐震診断」を行う必要があります。

耐震診断から耐震改修工事の流れ



鉄筋コンクリート造や鉄骨造建築物の Is 値と判定

Is 値(耐震性能)	判定
0.6 以上	倒壊等する危険性が低い
0.3 以上～0.6 未満	倒壊等する危険性がある
0.3 未満	倒壊等する危険性が高い

0.6 以上あると安心だよ



地震に対する安全性を評価することです。鉄筋コンクリート造や鉄骨造は Is 値という数値で結果が出ます。

助成金はいくらもらえるのか？

耐震改修

① 耐震改修工事費と工事監理費の 2/3
② 延べ面積 × 面積単価^(※1) の 2/3 のいずれか低い額(上限 3,600 万円)を助成します。

※1 住宅は 39,900 円/㎡、住宅以外は 57,000 円/㎡(Is 値が 0.3 未満の場合は、62,700 円/㎡)です。
※2 要緊急安全確認大規模建築物は、上記と異なるためお問い合わせください。

除却

① 除却工事費の 2/3
② 延べ面積 × 25,600 円/㎡ の 2/3 のいずれか低い額(上限 900 万円)を助成します。

※3 要緊急安全確認大規模建築物は、上記と異なるためお問い合わせください。

工事監理ってなに？

工事が設計図書のとおり行われていることを確認する重要な作業です。

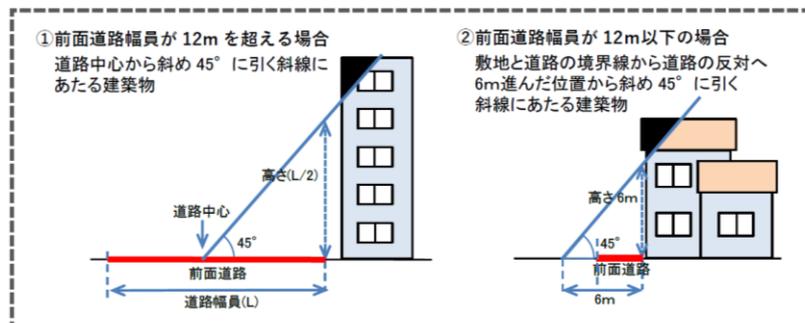
どんな建築物が助成の対象になるのか？

船橋市内で昭和 56 年 5 月以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物^(※4)が対象です。

なお、建築基準法等に違反している建築物や昭和 56 年 6 月以降の増築等で新耐震基準が適用された建築物、過去に耐震改修の助成金を利用したことがある建築物は、対象になりませんのでご注意ください。

※4 耐震診断^(※5)で倒壊等の危険性があると判断され、建築物が接する緊急輸送道路の幅員に応じて、

下図の①または②のいずれかに該当するものが道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物です。



※5 木造を除いて、耐震診断は耐震判定委員会の判定等を受ける必要があります。

どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象になる建築物の所有者^(※6)または管理組合^(※7)であり、市税の滞納がない方が対象です。

※6 建築物の所有者が複数いる場合は、所有者の全員から耐震改修や除却の実施について、同意を得る必要があります。

※7 管理組合の集会において、耐震改修や除却を行うことと助成金の交付申請を行うことの決議を得る必要があります。

どんな工事が助成の対象になるの？

助成の対象になる建築物を地震に対して安全な構造とする工事^(※8)が対象です。

また、この工事にあたって行う補強設計^(※9)と工事監理は、建築物の構造に応じた耐震診断資格者講習を修了した建築士^(※10)が行う必要があります。

耐震改修

※8 耐震改修工事に直接関係しないリフォーム工事等は対象になりません。耐震改修とリフォーム工事を一緒に行うときは、それぞれの工事で見積書や契約書を分けてください。

※9 木造を除いて、補強設計は耐震判定委員会の判定等を受ける必要があります。

※10 1級または2級建築士事務所に所属している建築士が対象です。

除却

助成の対象になる建築物を全て除却する工事が対象です。

建築物の一部だけを除却する工事は対象になりません。

耐震改修や除却工事は誰がやってもいいの？

耐震改修

工事内容に応じた建設業法による許可を受けている建設業者が行う耐震改修が助成の対象です。また耐震改修工事は、工事監理者を定める必要があります。

除却

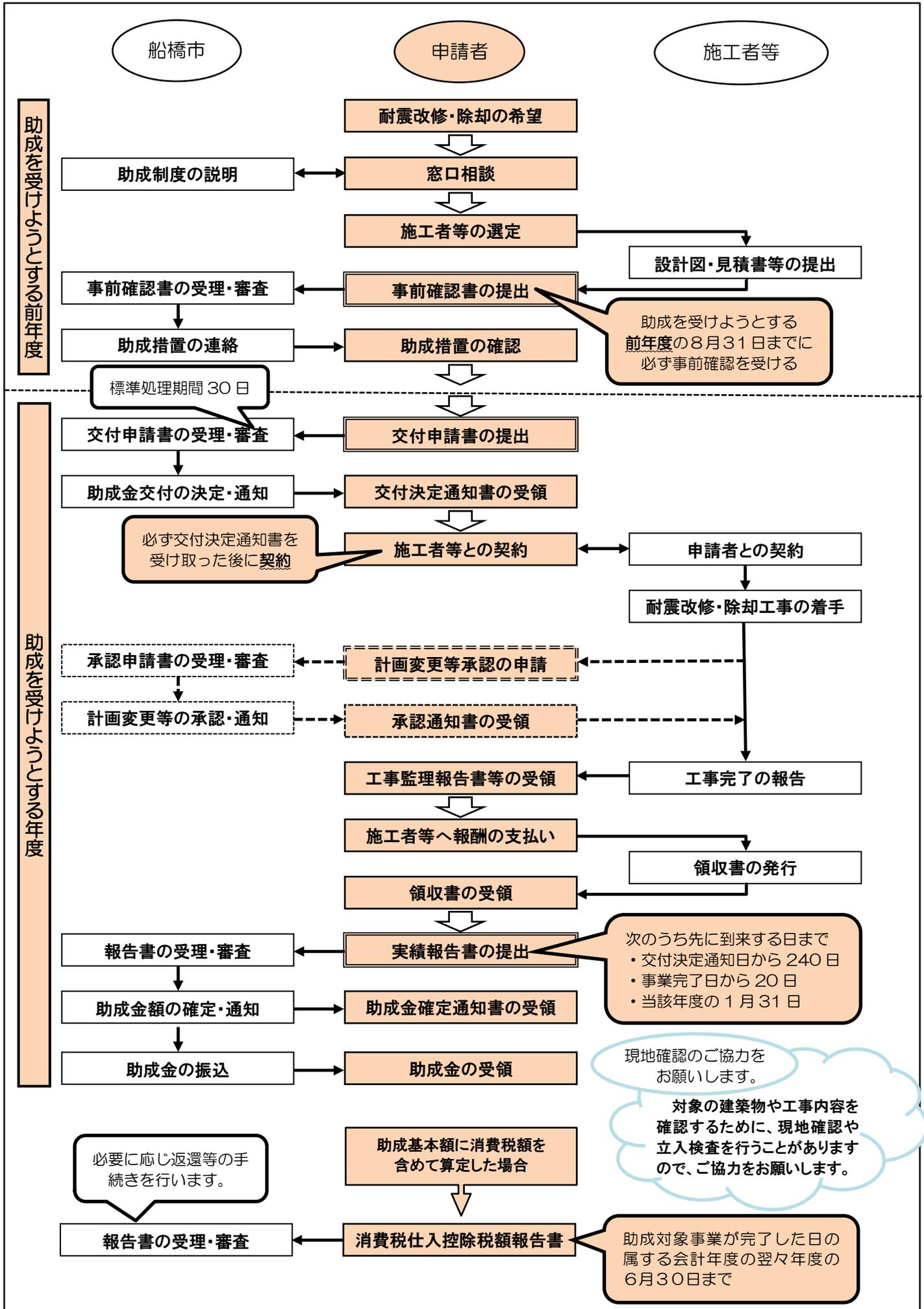
市内に本店、支店または営業所等を開設し、建設業の許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けている業者が行う除却工事が助成の対象です。

申請前に耐震改修や除却をしたけど助成金はもらえるの？

耐震改修や工事監理もしくは除却工事の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に工事の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。(3 ページ「助成事業の手続きの流れ」参照)



助成事業の手続きの流れ



手続き時の提出書類

助成金の事前確認、交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出してください。

時期	提出書類	提出書類の要否	
		耐震改修	除却
事前確認時	① 事前確認書(第1号様式)	○	○
	② 建築物の外観が2面以上確認できる写真	○	○
	③ 建築物の案内図、配置図、平面図、立面図と構造図	○	○
	④ 建築物の高さ、建築物から緊急輸送道路の境界線までの距離と道路の幅員がわかる図面	○	○
	⑤ 建築物の建築基準法第6条第1項もしくは第18条第3項による確認済証の写しまたは台帳記載事項証明書	○	○
	⑥ 建築物の耐震改修または除却前の耐震診断結果報告書	○	○
	⑦ 耐震改修工事及び工事監理の概算見積書と概略工事工程表	○	
	⑧ 除却工事の概算見積書と概略工事工程表		○
	⑨ 建築物の耐震改修設計概要書	○	
	⑩ 建築物の登記事項証明書(申請日から3か月以内のもの)	○	○
	⑪ 耐震診断者が建築士法第23条により登録を受けている1級または2級建築士事務所に所属し、耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することと耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し	○	○
交付申請時	① 交付申請書(第3号様式)	○	○
	② 建築物の耐震改修設計図	○	
	③ 建築物の耐震改修後の耐震診断結果報告書	○	
	④ 管理組合である場合は、管理組合の規約の写しと耐震改修又は除却実施の決議があったことを証する書類	○	○
	⑤ 耐震改修工事と工事監理の見積書(写し可)	○	
	⑥ 除却工事の見積書(写し可)		○
	⑦ 消費税仕入控除税額取扱確認書(市指定書式)	○	○
	⑧ 耐震改修促進法第17条第3項による計画の認定または耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断と耐震改修設計により実施することを証する書類の写し	○ ^{※11}	
	⑨ 耐震判定委員会の判定を受けた耐震診断により実施することを証する書類の写し		○ ^{※11}
	⑩ 耐震改修設計者と工事監理者が建築士法第23条により登録を受けている1級または2級建築士事務所に所属し、耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することと耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し	○	
	⑪ 耐震改修工事施工者が建設業法第3条により許可を受けている者であることを証する書類の写し	○	
	⑫ 除却工事施工者が建設業法第3条により許可または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の解体工事業者の登録を受けている者であることを証する書類の写し		○
	⑬ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))	○ ^{※12}	○ ^{※12}
	⑭ 所有者が複数いる建築物である場合は、耐震改修または除却の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類	○ ^{※13}	○ ^{※13}
	⑮ 事前確認書の添付書類に変更がある場合は、当該変更の書類	○ ^{※14}	○ ^{※14}
	⑯ 相手方登録申請書(市指定書式)	○	○

裏面につづく

時期	提出書類	提出書類の要否	
		耐震改修	除却
実績報告時	① 実績報告書(第9号様式)	○	○
	② 耐震改修を行う部位ごとに、工事着手前、施工中と完了後の状況が確認できる写真	○	
	③ 工事監理報告書の写し	○	
	④ 耐震改修の工事及び工事監理に係る契約書の写し	○	
	⑤ 除却の工事に係る契約書の写し		○
	⑥ 耐震改修工事と工事監理の領収書の写し	○	
	⑦ 対象建築物を全て除却した状況が確認できる写真		○
	⑧ 除却により発生した廃棄物の種類ごとに、集積、積込と処分場搬入の状況が確認できる写真		○
	⑨ 除却工事の領収書の写し		○
報告以降	① 船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成事業消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)	※15	
	② 船橋市緊急輸送道路沿道建築物除却助成事業消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)		※15

※11 木造建築物は省略できます。

※12 法人でない管理組合及び収益事業を行っていない管理組合は省略できます。

※13 管理組合は省略できます。

※14 概算見積書や概略工事工程表は省略できます。

※15 助成基本額に消費税額を含めて算定した場合に提出が必要です。

※16 申請者以外の方が事前確認、申請や実績報告をするときは、委任状が必要となります。

また、要件等を確認するため、上記以外の書類の提出を求められることがあります。

申請方法の詳細や不明な点がある方は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (以下コードからもご覧頂けます)

🔍 キーワードで検索する



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和7年4月改訂)